

1 制度概要

江北町では、町内の小中学校又は町外の国公立小中学校に在学する児童生徒がいる世帯で、経済的に困窮している保護者に対して学用品等の就学援助を行っております。

2 対象者

生計を一にする世帯が次のいずれかに該当する場合があります。

- ・市町村民税（所得割）が非課税又は減免となった世帯
- ・特別な経済的理由で就学困難と教育委員会が認める世帯

3 認定基準

認定基準となる世帯の所得目安

家族数	認定基準額
2人（親・子）	177万円
3人（両親・子）	234万円
4人（両親・子2人）	294万円

※表の金額は目安としてください。世帯員の年齢構成や収入状況等により認定基準額は異なりますので、目安を超えていても認定となる場合もあります。

4 援助内容

学用品費、新入学生用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費、医療費、日本スポーツ振興センター共済掛金

5 支給額

種類	対象	支給額	
		小学校	中学校
学用品費	全学年	年額 11,630円	年額 22,730円
新入学生用品費	小中学1年生	年額 54,060円	年額 60,000円
校外活動費（宿泊あり）	小学5年生 中学1年生	実費額 上限3,690円	実費額 上限6,210円
校外活動費（宿泊なし）	小学1～5年生 中学2年生	実費額 上限1,600円	実費額 上限2,310円
修学旅行費	小学6年生 中学3年生	実費額 上限22,690円	実費額 上限60,910円

■医療費

- ・う歯（虫歯）を対象とし医療費の支給を行います。
- ・学校の歯科検診でう歯（虫歯）と診断を受けた場合、医療券を交付します。
- ・期間内に医療機関において治療を受けてください。

6 受付期間

①新入学生用品費（令和4年度の新入学生について、新入学生用品費を入学前の3月に支給します。）

令和4年1月4日（火）～2月2日（水）

②令和4年度申請受付

令和4年4月1日（金）～5月31日（火）

※受付期間を過ぎて申請した場合は、月割計算となり支給額が減額されます。また新入学生用品費については支給されませんので注意してください。

7 申請方法

下記書類を江北町教育委員会へ直接提出をお願いします。申請書は教育委員会、小中学校事務室に備え付けてあります。また、申請書は町のホームページからダウンロードすることもできます。

- ・就学援助申請書
- ・就学援助申請書（入学前）※入学前支給の場合

※1月1日以降に江北町に転入された方については、以下のものを提出してください。

- ・転入前住所地での所得証明書
- ・児童扶養手当、児童手当、特別児童手当等を受給していたと証明できるもの

8 注意事項

所得がなくても確定申告や町県民税の申告が必要です。未申告ですと認定できませんので、必ず申告を済ませてください。

令和4年3月に新入学生用品費の支給を受けた世帯も、再度「令和4年度就学援助」の申請が必要となります。